

市営住宅の家賃算定誤りについて

市営住宅の家賃算定において、家賃算定の誤りがあり、一部の入居世帯から家賃を過大に徴収していたことが判明しました。

1. 家賃の算定誤りの概要

親族等に扶養されている市営住宅の入居者が70歳以上、または16歳以上23歳未満である場合に適用される所得金額の控除について、名義人（市営住宅の契約者）を控除対象外としたことにより、世帯の所得が高額に算定され、家賃が高くなるケースが発生しました。

2. 経過及び原因

令和6年6月28日付け国土交通省より、家賃算定に際しての所得控除における適切な取扱いの通知があり、本市の取扱いが誤りであったことを確認しました。根拠法令である公営住宅法施行令の本市の解釈が、国で示された解釈と異なっていたことが原因です。

3. 家賃算定誤りの状況

過去10年分（平成26年4月分から令和7年1月分）を対象に調査した結果、

対象世帯：9世帯（入居8世帯、退去1世帯）

過大徴収額：289,000円

が判明しています（平成27年度以前については資料の保存期限等により未判明）

4. 今後の対応

現在確認されている9世帯については、訪問の上謝罪し、過大分の返還を行います。平成27年度以前分については、該当すると思われる方の申し出により当時の家賃の再確認を行い、過大徴収となっていた場合、相当額を返還します。

今後は国通知に従い適切な取扱いを徹底するとともに、制度の主旨を踏まえた事務処理について随時確認するなど、再発防止に努めてまいります。



〒392-8511 長野県諏訪市高島1-22-30
長野県 諏訪市 建設部
都市計画課 建築住宅係
（担当）岡田・柳平
電 話 0266-52-4141（内線268）
メー ル tokei@city.suwa.lg.jp